

平成二十年十月十七日受領
答弁第九六号

内閣衆質一七〇第九六号

平成二十年十月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度についての舛添私案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度についての舛添私案に関する質問に対する答弁書

一及び三から六までについて

後期高齢者医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二条第二項の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、今後、一年を目途に必要な見直しを検討することとしている。また、御指摘の舛添厚生労働大臣の私案については、「高齢者医療制度に関する検討会」における検討のためのたたき台として提示したものである。このようなことから、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

御指摘の舛添厚生労働大臣の私案については、同大臣が公表した本年九月三十日の記者会見前には厚生労働省の担当部局への相談はなかった。